

必要資格一覧

作業内容	機械名	資格区分	資格種類
車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用)運転業務	油圧ショベル・ブルドーザ・ホイローダー 他	機体重量 3トン未満	特別教育修了証
		機体重量 3トン以上	技能講習修了証
車両系建設機械(解体用)運転業務	油圧ショベル(ブレーカー付)・油圧ショベル(大割機・小割機付) 他	機体重量 3トン未満	特別教育修了証
		機体重量 3トン以上	技能講習修了証
車両系建設機械(締固め用)運転業務	締固め用ローラ全機種	質量による制限無	特別教育修了証
不整地運搬車運転業務	キャリアダンプ全機種	最大積載量 1トン未満	特別教育修了証
		最大積載量 1トン以上	技能講習修了証
フォークリフト運転業務	フォークリフト全機種	最大荷重 1トン未満	特別教育修了証
		最大荷重 1トン以上	技能講習修了証
高所作業車運転業務	スカイマスター・スーパーデッキ・ブーム、テーブルリフト 他	作業床高 10m未満	特別教育修了証
		作業床高 10m以上	技能講習修了証
小型移動式クレーン運転業務	クローラクレーン、クレーン付トラック 他	吊上荷重 1トン未満	特別教育修了証
		吊上荷重 1トン以上5トン未満	技能講習修了証
移動式クレーン運転業務	クローラクレーン、クレーン付トラック、カニ足型クレーン 他	吊上荷重 5トン以上	運転士免許証
クレーン運転業務	タワークレーン、門型クレーン、天井クレーン 他	吊上荷重 5トン未満	特別教育修了証
		吊上荷重 5トン以上	運転士免許証
巻上機械の運転業務	ベビーウィンチ、ウィンチ 他		特別教育修了証
玉掛け業務	吊上荷重 1トン未満の玉掛け作業		特別教育修了証
	吊上荷重 1トン以上の玉掛け作業		技能講習修了証
金属の溶接、切断作業(アーク溶接等)	ウェルダー、抵抗機、TIG、MAG溶接機 他		特別教育修了証
カス溶接、切断作業	アセチレンガス等による溶接、切断作業		技能講習修了証
研削砥石の取替作業・試運転	ディスクグラインダー 他		特別教育修了証
チェーンソー取り扱い	チェーンソー		特別教育修了証
草刈機(刈払機)による作業	草刈機(刈払機)		安全衛生教育
振動工具	はつり用ハンマ、ランマ、コンクリートパイプレータ、インパクトレンチ、エンジンカッター、ハンドグライダー		安全衛生教育

〔作業資格及び貸渡条件〕

○労働安全衛生法では、一定の危険有害な業務に就く場合、「免許」の取得や「技能講習」、「特別教育」の実施が義務付けられています。

○貸渡しについては、原則、運転資格取得後1年以上の経験がある方とさせていただきます。

運転できる自動車の種類

自動車の種類	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
免許の種類	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
車両総重量	3.5トン未満	7.5トン未満	11トン未満	11トン以上
最大積載量	2トン未満	4.5トン未満	6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	10人以下	29人以下	30人以上